

同和事業を終了し、利権の一掃を求める申し入れ書

大阪府知事 太田 房江 様

2006年6月15日

日本共産党大阪府議会議員団

団長 宮原 だけし

小西邦彦容疑者が業務上横領で逮捕され、財団法人「飛鳥会」や社会福祉法人「ともしび福祉会」をめぐって数々の疑惑が指摘されているが、これらの法人の調書は毎年府に提出されており、法人への指導を適切に行わなかった府の責任は重大である。また、地対財特法が失効した後も、人権の名目で、数多くの同和事業が行われているが、この全容が明らかでないことや、補助金などが適正に使用されているかどうかについても、究明を求める声が上がっている。とりわけ、大阪府が部落解放同盟を特別扱いし、知事自ら交渉に出席している政治姿勢が、いまだに同和事業や同和利権が温存される背景となっていることは明らかである。

よって、わが党議員団は、公正な府政をめざし、同和利権を一掃する立場から、左記の項目について申入れを行うものである。

記

- 1．部落解放同盟大阪府連合会だけを特別扱いし、大阪府連との交渉に知事が出席することは中止する。
- 2．部落解放同盟や関係団体が主催する部落解放・人権夏期講座や部落解放研究全国集会などへの職員の参加は中止する。
- 3．部落解放同盟の幹部が役員を務める関連法人への監督指導・調査をいっせいに
行う。

(1) 小西容疑者が理事長を務める財団法人「飛鳥会」の法人調書は毎年提出されており、公衆浴場、理美容室、貸ビル経営などの事業を行なうものと報告されながら、その具体的内容は報告されていない。府は、なぜ事業内容を調べようと

しなかったのか、責任を明らかにすること。また、今後どう是正させようとしているのか、方針を明らかにすること。

(2) 社会福祉法人「ともしび福祉会」が銀行などから巨額の融資を受けたとされるが、その担保とされた土地(京都府城陽市)は「ともしび福祉会」と小西容疑者が役員も務めたことがある社会福祉法人「茨木厚生会」の名義であった事もあるが、法人調書には記載がない。事実の解明も含めどう指導検査をするのか、明らかにすること。

(3) 部落解放同盟役員などが務める社会福祉法人で、府から改善通知が出されている法人もある。いっせいに調査し、指導を強めること。

4 . 部落解放同盟と関連団体への特別の便宜・供与をやめる。

(1) 大阪府人権センターには、大阪府人権協会、部落解放同盟大阪事務所、同大阪府連合会、解放新聞社、解放出版社、部落解放・人権研究所などが入っているが、これらの民間団体への建物の使用許可や使用料の実態を明らかにすること。

(2) その他の関連施設についても管理・運営の実態を明らかにされたい。

(3) 大阪府人権協会など、同和関係団体への補助金・委託金は中止すること。当面、その用途が適正に行われているかどうか、明らかにする。

5 . 旧同和対策事業で、その後も続けられている事業や一般対策に移行したものの全容を明らかにする。

6 . 南大阪食肉市場株式会社は 5 年目に入っているが、現実の集荷量は、知事が採算ラインと説明した年間 3 万頭の集荷に、はるかに及ばない事が明らかになりつつある。3 年間の府からの補助金 22 億円はほぼ全額執行され、なお 9500 万円の赤字(2005 年 3 月末)である。経営改善と返済能力に欠ける事は明らかで、25 億円の無利子融資(貸付)は直ちに返還を求める。

7 . 同和関連の建設業者への特別の優遇が行われていないか明らかにする。